



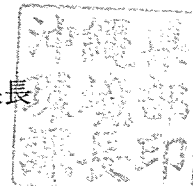
環整第 886 号

平成 31 年 3 月 27 日

各市町村

廃棄物主管課長 殿

沖縄県環境部環境整備課長



一般廃棄物の適正処理について（通知）

今般、県内の一部の市町村では、当該市町村の廃棄物処理施設で処理困難な一般廃棄物について、事業者や個人に、産業廃棄物として取り扱うよう指導している事例や、許可を与えていない他市町村の業者に処理させるよう指導している事例が把握されている。

市町村は、廃棄物処理法第 4 条第 1 項に定めるとおり、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされていることから、各市町村におかれては、下記の事項に留意の上、一般廃棄物の適正処理を確保するための方策を的確に講じるよう努められたい。

記

- 1 市町村は、当該市町村内で発生した一般廃棄物について、市町村が管理する一般廃棄物処理施設での処理が困難であることなどを理由に「産廃扱い」するのではなく、産業廃棄物処理業の許可を有する事業者等に当該処理困難一般廃棄物の処理に関する処分業許可を与える又は委託するなどにより、処理体制を整備する必要がある。
- 2 市町村は、当該市町村内で発生した一般廃棄物について、他の市町村の民間処理施設で処理を行おうとする場合は、廃棄物処理法施行令第 4 条第 9 号に定めるとおり、あらかじめ、当該民間処理施設が設置されている区域の市町村へ必要事項を通知するとともに、両市町村の一般廃棄物処理計画の整合を図る必要がある。また、当該一般廃棄物を運搬する者は、両市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を取得又は委託を受ける必要がある。
- 3 市町村は、当該市町村で発生した事業系一般廃棄物を、当該事業者が他の市町村で処理を行おうとする場合も、事前に 2 の手続き等を行う必要がある。

【参考】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について
(平成 19 年 9 月 7 日 環廃対発第 070907001 号・環廃産発第 070907001 号通知)

第 3 その他

3 市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について

市町村は、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものとされている。したがって、市町村においては、市町村による処理が困難と認められる事業系一般廃棄物の処理について、「産廃扱い」などと称して放置するのではなく、許可制度もしくは市町村長の再生利用指定制度を活用し、又は民間への処理委託を行うなど、引き続き、その処理が滞らないように適正処理を確保するための方策を的確に講じるよう努められたい。

○廃棄物処理法第 4 条第 1 項

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の設備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

○廃棄物処理法第 6 条第 3 項

市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

○廃棄物処理法第 7 条第 1 項

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

【参考】

○廃棄物処理法施行令第4条第7号

一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

○廃棄物処理法施行令第4条第9号

第7号の規程に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

- (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
- (2) 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- (4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。